

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Trusts of pension fFunds in Britain : trusteeship and pension governance

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-03-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1009

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



イギリスの年金信託について

— 年金ガバナンスに関する一考察 —

植 田 淳

- I はじめに
- II イギリスにおける年金制度の概要
- III 近年の動向
- IV 規制当局
- V 受託者
- VI 専門的アドバイザー
- VII 投 資
- VIII 最低積立基準
- IX 余剰金
- X 解 散
- XI 支払補償制度
- XII おわりに

I はじめに

わが国では、2001年の第151回国会で、確定給付企業年金法と確定拠出年金法が可決成立し、前者は2002年4月から、後者は2001年10月から施行されている。高齢社会の到来とともに、老後の所得保障における公的年金の役割の限界が認識され、これを補完するために、企業年金等を一層拡充することが意図されている。⁽¹⁾

今般の企業年金制度の再編における重要な改正点のひとつは、年金受給権保護の強化と受託者責任の明確化である。⁽²⁾ とくに後者については、アメリカ合

(1) 岩村正彦「新時代を迎える企業年金法」ジュリスト1210号、12頁以下参照。

(2) 岩村・前掲注(1)、17頁。

衆国の ERISA (Employee Retirement Income Security Act) にならって、事業主、基金の理事、資産管理運用機関等の行為準則を規定し(確定給付企業年金法69条以下)、さらに、適正な年金数理に基づく制度設計・運用を義務づけている(同法96条・97条)。⁽³⁾

本稿では、このような企業年金ガバナンスのあり方について、近年、立法的に大きな進展のあったイギリスを取り上げてみたい。とくに、1995年年金法(Pensions Act)が創設した制度的枠組みを中心に検討したい。

II イギリスにおける年金制度の概要

(1) 年金制度の概要

イギリスの年金制度は、公的年金、職域年金、および、個人年金から成る。⁽⁴⁾ 公的年金としては、全国民に共通の基礎年金、および、企業年金のない企業に勤務する者等が受ける付加年金(SERPS)がある。⁽⁵⁾ 職域年金は、基礎年金の「2階建て部分」を構成する。⁽⁶⁾ 職域年金は、1940年代に本格的に普及し、民間企業の従業員だけでなく、公務員・国営企業の従業員をも対象とした年金(occupational pension scheme)である。⁽⁷⁾ 職域年金のうち、企業年金は、いわゆる「事前積立方式」であるのに対し、公務員年金・教員年金の多くは、制定法に基づく「賦課方式」で運営されている。⁽⁸⁾ (本稿の考察対象は、専ら企業年金である。)

イギリスには、アメリカ合衆国の ERISA に相当する企業年金の基本法は存在しないが、後述のように、マックスウェル事件⁽⁹⁾を契機として、1995年年金法により受託者責任の明確化が図られている。⁽¹⁰⁾

(3) 岩村・前掲注(1)、17頁。

(4) A.J. Oakley, Parker & Mellows: The Modern Law of Trusts (7th ed.), pp.441-451; 厚生年金基金連合会編『海外の年金制度』第5章。

(5) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、225頁以下。

(6) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、231頁以下。

(7) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、231頁。

(8) Hanbury & Martin, Modern Equity (16th ed.), p.473.

(9) The Times, February 20, 1996.

(10) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、232頁、269頁; Hanbury & Martin, supra, note (8), Ch.16; Hayton & Marshall, Commentary and Cases on the Law of Trusts and Equitable Remedies (11th ed.), Ch.9, s.9.

(2) 企業年金制度の構造

イギリスにおける企業年金制度には、信託型（信託の受託者自身が投資を行うタイプ）と保険型（信託の受託者が保険を付保するタイプ）とがあるが、保険型年金は、主として民間の小規模な年金制度において採用されており、大企業等の職域においては、信託型が主流である。⁽¹¹⁾ 以下では、信託型年金（年金信託；pension trust）について考察する。

一般に、年金信託は、事業主によって、信託証書により設定される。⁽¹²⁾ 年金制度の管理責任主体は、受託者であるが、多くの場合、年金実施企業の役職員たる自然人が受託者となり、マーチャント・バンク等の金融機関が受託者になることは稀である。⁽¹³⁾ したがって、受託者が年金の専門知識を持たないケースも多く、このような場合には、投資・年金数理・制度の管理運営について、専門機関の助言に従うものとされることが多い。⁽¹⁴⁾

III 近年の動向

近時、イギリスにおいて、年金ガバナンスの問題を提起したのは、いわゆる「マックスウェル事件」である。⁽¹⁵⁾ この事件は、ミラー・グループ新聞社とマックスウェル・コミュニケーションズ社の実質的オーナーであるロバート・マックスウェル（Robert Maxwell）が、自己の支配する他の会社の債務返済のために、これら2社の年金基金の資産、約4億5,300万ポンドを不正に流用した、というものである。⁽¹⁶⁾ この事件によって、「企業年金制度は、従来のように、一般信託法によって規律されるだけで足りるのか」、「年金加入者（信託受益者）は、いかにして、詐欺、不正流用、あるいは、支払不能といった事態から保護

(11) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、232-233頁。「保険型」と言っても、わが国のような、信託を用いないスキームではなく、信託に基づき受託者が保険を付保するという形態をとることに注意すべきである。Hanbury & Martin, *supra*, note (8) at p.473.

(12) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、232頁。

(13) Oakley, *supra*, note (4) at p.452；厚生年金基金連合会・前掲注(4)、232頁。

(14) 厚生年金基金連合会・前掲注(4)、232頁。

(15) The Times, February 20, 1996.

(16) Ibid.

されうるか」という問題が提起されるに至った。⁽¹⁷⁾

この問題は、ロイ・グード (Roy Goode) 教授を座長とする政府の「年金法検討委員会 (Pension Law Review Committee)」に付託され、1993年に、報告書 (グード・レポート)⁽¹⁸⁾ が提出された。この報告書は、伝統的な一般信託法が、受託者の信認義務の履行を確保するための最もすぐれた法的メカニズムであり、これを維持すべきであるとしつつも、年金加入者の一層の権利保護のために、追加的な立法措置が必要であると指摘した。⁽¹⁹⁾

グード・レポートが、とくに立法措置の必要性を強調したのは、次の諸点である。①公的な規制機関の導入。②年金資産の不正流用に対する補償制度の創設。③最低積立基準の導入。④余剰資産に対する事業主の権利の制限。⑤受託者の選任・更迭・資格制限に関する改革。以上の5点である。⁽²⁰⁾ グード委員会の勧告の多くは、1995年年金法に結実した。

年金信託は、一般の信託に比べて、基金の規模が大きいこと、半公的性格を有すること、事業主による不正流用の危険があること、信託の受益者は無償取得者ではない (non-volunteer) ことなどの理由から、特別な制定法による規制を受ける。⁽²¹⁾ かかる規制の多くは、1995年年金法に規定されている。以下では、同法の規定に沿って、主要な問題点を考察する。

IV 規制当局

グード・レポートの勧告に従って、1995年年金法は、職域年金規制当局 (Occupational Pensions Regulatory Authority) を設置した。⁽²²⁾ 年金信託を監督し、不正運用や不正流用を防止することが狙いである。

規制当局は、具体的に、以下のような権能を有する。

(17) Hanbury & Martin, *supra*, note (8) at p.471.

(18) Pension Law Reform: Pension Law Review Committee Report (1993).

(19) *Ibid.*

(20) *Ibid.*

(21) Hanbury & Martin, *supra*, note (8) at p.477.

(22) Pensions Act 1995, s.1 and Sched. 1.

まず、規制当局は、同法3条に基づく命令によって、受託者が在職中に同法上の義務に違反した場合などに、当該受託者を解任することができる。

また、同法4条に基づき、規制当局は、受託者に対して、破産の申立て、あるいは、不正行為に関する訴訟手続の開始があった場合には、受託者としての職務の停止を命ずることができる。

同法7条は、以上のようにして、解任され、または、職務を停止された受託者に代えて、規制当局が、新受託者を選任することができる旨規定する。また、受託者の数が不十分であるとき、あるいは、受託者が全体として十分な専門的スキルを有しないと判断したときにも、規制当局は、新受託者を選任できるものとされている。⁽²³⁾

さらに、規制当局は、受託者またはその他の者（運用機関たる法人受託者の取締役など）が1995年年金法上の義務に違反した場合には、罰金を科する権限を有する。⁽²⁴⁾ また、規制当局は、裁判所に対し、年金資産の不正流用を禁ずる差止命令（injunction）を求め、同法に違反して移転された資産の原状回復を求めることができる。⁽²⁵⁾

最後に、規制当局は、当該職域年金制度がもはや不必要となった場合、または、異なる制度によって代替される場合には、加入者の利益を保護するために、当該年金制度の解散を命ずることができる。⁽²⁶⁾

年金制度に対する監視機関としては、規制当局のほかに、年金オンブズマン（Pensions Ombudsman）が設けられている。年金オンブズマンは、種々の苦情や紛争を調査する権限を有する。⁽²⁷⁾

(23) s.7.

(24) s.10.

(25) ss.13-15.

(26) s.11.

(27) Pension Schemes Act 1993, ss.146-151.

V 受託者

(1) 受託者の構成

良好な年金制度の管理・運営を維持し、かつ、事業主の不当な影響力を排除するために、1995年年金法は、年金信託の受託者に関して、重要な規定を置いている。

まず、受託者の構成に関する規定がある。年金加入者の利益を守るため、受託者のなかに、加入者の代表が含まれていなければならず、事業主が支払不能に陥った場合には、事業主と利害関係のない第三者が、受託者に選任されなければならない、とされる。

具体的には、受託者は、「加入者代表受託者 (member-nominated trustees)」の選定の手配をしなければならず、原則として、加入者代表は、2名以上、かつ、受託者総数の3分の1以上でなければならない、とされている。²⁸

事業主が支払不能に陥った場合（例えば、倒産士 (insolvency practitioner) が活動を開始した場合、²⁹ または、財産保全管理人 (receiver) が事業主たる会社の清算人 (liquidator) になった場合) には、少なくとも1名の利害関係のない受託者が選任されなければならない。³⁰ 利害関係のない受託者の選任は、財産保全管理人等の義務である。³¹ いったん選任されると、当該状況が継続する限り、利害関係のない受託者のみが、当該年金制度の受託者の裁量権限を行使できる。³² 事業主の支払不能は、事業主と利害関係のある受託者を、利益相反状況に置くことになるから、かかる規定が置かれているのである。

²⁸ Pensions Act 1995, s.16.

²⁹ 1986年支払不能法 (Insolvency Act) のもとでは、倒産士でなければ、自然人の倒産案件について破産管財人等に、会社の倒産案件について清算人 (liquidator) 等に就任できない、とされる。倒産士は、通商産業大臣により認められた専門家団体 (弁護士会、公認会計士協会等) の所属会員であり、かつ、かかる団体により倒産士と認められた者でなければならない。鴻常夫=北沢正啓編『英米商事法辞典』193頁。

³⁰ Pensions Act 1995, s.22.

³¹ s.23.

³² s.25.

(2) 受託者の資格喪失

1995年年金法29条は、一定の者について、年金信託の受託者の資格を剥奪している。一定の者とは、詐欺等の不正行為により有罪判決を受けた者、免責を受けていない破産者、その取締役が29条により資格を喪失している会社、和議における債務免除を受けて、未だ免責されていない者、および、取締役の資格を喪失した者である。³³⁾

このほかに、規制当局が受託者の資格を剥奪しうる場合がある。同法3条に基づき規制当局により受託者を解任されたことがある者、および、非行・不正管理を理由に裁判所の命令により受託者を解任されたことがある者については、規制当局が年金信託の受託者たることが適切でないと判断したときは、受託者の資格を剥奪することができる。³⁴⁾ この規定により、過去において別の年金につき非行があった者を排除しうるのである。

規制当局は、また、解散手続に入った会社、および、精神障害により受託者の職務を遂行できないと考えられる者についても、受託者の資格を剥奪することができる。³⁵⁾

(3) 多数決による決定

一般信託法のもとでは、信託証書に別段の定めがない限り、複数受託者は、全員一致で行動するものとされる。³⁶⁾ しかし、1995年年金法32条は、信託証書に別段の定めがない限り、受託者は、多数決により決定をなすべき旨規定し、年金信託について、一般信託法の例外を設けている。

VI 専門的アドバイザー

前述のように、企業年金信託の受託者は、必ずしも年金実務の専門家ではな

(33) s.29.

(34) s.29(3). なお、3条については、本稿IV参照。

(35) s.29(4).

(36) Hanbury & Martin, *supra*, note (8) at p.504. ただし、公益信託の場合は、多数決によるものとされる。Re Whiteley [1910] 1 Ch. 600 at 608.

い。そこで、年金の運営を適切に行うために、然るべき専門家（専門的アドバイザー）に事務を委託する必要がある。このような考慮から、1995年年金法は、以下のような規定を設けている。

企業年金信託の受託者は、自然人または法人等を監査人（auditor）に、自然人を年金数理人（actuary）に、それぞれ任命しなければならない。⁽³⁷⁾ 信託財産により投資が行われている場合には、自然人または法人等をファンド・マネジャーに任命しなければならない。⁽³⁸⁾ ファンド・マネジャーには、マーチャント・バンク等の金融機関が選任されることが多いようである。

監査人および年金数理人は、年金の運営に関して、受託者、専門的アドバイザー、または、事業主に何らかの義務違反があると信じる合理的理由がある場合には、規制当局に書面による報告を提出しなければならない、とされている。⁽³⁹⁾ 監査人および年金数理人がこれを怠ると、罰金が科され、かつ、規制当局により、その資格を剥奪されうる。⁽⁴⁰⁾

受託者が、監査人または年金数理人を兼務することは禁止されている。⁽⁴¹⁾ 監査人および年金数理人の職務の独立性を確保するためである。

VII 投資

(1) 投資に関する一般原則

一般信託法のもとでは、年金信託は、通常の信託と同様の投資原則に服する。⁽⁴²⁾ しかし、巨大な年金基金の受託者は、より広範な投資権限をもつべきであることは、裁判所も認めるところであり、⁽⁴³⁾ 現在では、1995年年金法が、これを承認している。

年金信託の受託者は、当該年金制度の制約を受けることを別にすれば、あた

(37) Pensions Act 1995, s.47.

(38) Ibid.

(39) s.48.

(40) s.10.

(41) s.27.

(42) Cowan v. Scargill [1985] Ch. 270.

(43) Manson v. Farbrother [1983] 2 All E.R. 1078.

かも自らが財産所有者であるのと同様の、いかなる種類の投資をもなしうる権限を有する。⁽⁴⁴⁾ 受託者は、投資判断に関する原則を記した書面（方針書面）を準備・維持し、随時、これを改訂しなければならない。⁽⁴⁵⁾ 方針書面には、後述の最低積立基準の遵守に関する事項をはじめ、投資の種類、その比率（アセット・ミックス）、予想収益などが記されなければならない。⁽⁴⁶⁾ 受託者は、方針書面を作成または改訂する前に、投資に関して資格があると合理的に信ずる者の助言を得、これを考慮し、かつ、事業主に相談しなければならない。⁽⁴⁷⁾ ただし、当該書面による投資権限の制約を、事業主の同意にかからしめることはできない。⁽⁴⁸⁾

投資の選択をなすに際して、受託者または受託者から投資権限を授与されたファンド・マネジャーは、当該年金制度に適した分散投資の必要性を考慮しなければならない。⁽⁴⁹⁾ 投資実行前およびその後適切な間隔を置いて、受託者は、この点および上述の方針書面の原則に照らして、投資が適切に行われているか否かについて、上述の助言者から助言を得、これを考慮しなければならない。⁽⁵⁰⁾ 受託者またはファンド・マネジャーは、合理的になしうる限り、方針書面の原則を実行に移すべく投資権限を行使すべきである。⁽⁵¹⁾ これらの者が投資に関する義務に違反した場合には、更迭され、⁽⁵²⁾ または、罰金を科されるが、⁽⁵³⁾ 2000年受託者法（Trustee Act）が定める注意義務規定は、企業年金における投資権限に対しては、適用がない。⁽⁵⁴⁾

(2) ファンド・マネジャーへの権限授与

一般信託法のもとでは、受託者は、原則として、裁量権限を他者に授与して

(44) Pensions Act 1995, s.34(1).

(45) s.35.

(46) Ibid.

(47) Ibid.

(48) Ibid.

(49) s.36(2).

(50) s.36(3), (4).

(51) s.36(5).

(52) s.3.

(53) s.10.

(54) Trustee Act 2000, s.36. 2000年受託者法については、Hanbury & Martin, supra, note (8) at pp.578-579参照。

はならない、とされる（自己執行義務）。⁵⁵⁾ 2000年受託者法制定前は、一般の信託については、信託証書に別段の定めがない限り、受託者は、自らの投資権限を他者に授与することは、認められていなかった。（投資権限の授与をなすためには、裁判所に許可を申請するか、1925年受託者法25条に基づく手続をなす必要があった。）しかし、専門家（ファンド・マネジャー等）への投資権限の授与は、信託の管理上、不可欠であり、かかる法規制は、不便であった。そこで、2000年受託者法は、投資権限の他者への授与を原則として可能にした。⁵⁶⁾

しかし、他方、年金信託については、既に、1995年年金法が、企業年金の受託者が、金融サービス法上適格のファンド・マネジャーに投資権限を授与することを認めている。⁵⁷⁾ かかる受託者は、ファンド・マネジャーが適切な知識と経験を有しており、適切に職務を遂行していると確信しうるためのあらゆる合理的措置を講じている場合には、当該ファンド・マネジャーの行為および義務違反に対し責任を負わない。⁵⁸⁾

受託者またはファンド・マネジャーの投資行為に関する注意義務違反の責任は、信託証書または合意によりこれを排除することはできない。⁵⁹⁾

(3) 事業主関連の投資

年金資産を事業主たる会社に投資（株式取得や融資）することは、制限される。かかる事業主関連投資の額は、年金資産の5パーセントまでとされている。⁶⁰⁾ これは、事業主の倒産のリスクを考慮しての措置である。1995年年金法40条は、企業年金の受託者およびファンド・マネジャーが現行の事業主関連投資の制限を遵守すべきことを定めている。この規定に違反した場合には、これらの者は、更迭され、⁶¹⁾ または、罰金が科される。⁶²⁾

(55) Underhill & Hayton, *Law Relating to Trusts and Trustees* (15th ed.), pp.618-619; 拙著「イギリス法における信託受託者の自己執行義務」神戸外大論叢50巻1号58頁。

(56) *Trustee Act 2000*, s.11. 2000年受託者法11条は、受託者が他者に授与してはならない権限を列挙しており、投資権限は、この列挙事項に含まれていない。

(57) *Pensions Act 1995*, s.34(2).

(58) s.34(4).

(59) s.33.

(60) *Pension Schemes Act 1993*, s.112.

(61) *Pensions Act 1995*, s.3.

(62) s.10.

VIII 最低積立基準⁶³⁾

(1) 制度趣旨

最低積立基準 (minimum funding requirement) の制度は、積立不足の開示、積立不足の場合の掛金の増額、および、深刻な積立不足の場合の事業主の追加拠出を確保すべく導入されたものである。すなわち、年金資産の価値が年金債務の額を下回らないことを要請するものであって、年金財政の健全性確保を目的とする。⁶⁴⁾ この原則は、確定拠出型年金以外の積立方式の職域年金について適用させる。⁶⁵⁾

(2) 手続

受託者は、規則によって定められた間隔 (財政再計算期間; 通常3年) で、年金数理人による評価を得なければならない。⁶⁶⁾ 年金数理人は、掛金・拠出が最低積立 (年金債務に見合った最低限の積立) を確保するのに充分であるか否かについて記した評価証明書を準備しなければならない。⁶⁷⁾ もし掛金・拠出が不充分であると考えられる場合には、資産の額が債務の90パーセント未満ではないことが証明され、かつ、積立不足を補うために、掛金・拠出の増額がなされている場合を除いて、受託者は、6カ月以内に更に評価を得なければならない。⁶⁸⁾

受託者は、事業主および加入者が支払うべき掛金のスケジュールを維持しなければならない。⁶⁹⁾ このスケジュールは、再計算ごとに改訂されるべきであり、掛金率が最低積立基準を充たすのに充分である旨の証明を、年金数理人から得なければならない。⁷⁰⁾

(63) わが国におけるこの問題については、確定給付企業年金法61条、62条、63条、および、坪野剛司編『新企業年金法』70-81頁参照。

(64) Pensions Act 1995, s.56.

(65) Hanbury & Martin, *supra*, note (8) at. p.485.

(66) Pensions Act 1995, s.57. Occupational Pension Schemes (Minimum Funding Requirement and Actuarial Valuations) Regulations 1996.

(67) *Ibid.*

(68) *Ibid.*

(69) s.58.

(70) *Ibid.*

スケジュール通りに掛金の支払がなされない場合には、受託者は、その旨を規制当局および加入者に通知しなければならない。⁽⁷¹⁾

(3) 追加拠出義務

年金数理人の評価によって、年金資産が年金債務の90パーセントを下回る事が判明した場合には、事業主は、1年以内に、資産が債務の90パーセントを回復するように、受託者に対し追加拠出をなす義務を負う。⁽⁷²⁾ 事業主がこの義務を履行しない場合には、受託者は、その旨を規制当局および加入者に対し通知しなければならない。⁽⁷³⁾

受託者が最低積立基準の遵守に関して、合理的措置を取ることを怠った場合には、更迭され、⁽⁷⁴⁾ または、罰金を科される。⁽⁷⁵⁾

IX 余剰金

余剰金は、年金制度が継続中の場合には、年金資産の年金債務に対する超過額として観念しうる。余剰金が最終的に実現するのは、年金制度が解散して、すべての債務が弁済された後である。解散時の余剰金の問題については、次項Xにおいて扱い、本項では、前者について考察する。

制度継続中においては、余剰金が誰に帰属するかという問題よりも、余剰金はどうか処分されるべきかが問題になりうる。加入者は、数理計算上の余剰金に対して直接権利を有するものではないが、事業主が、加入者に対して負う誠実義務に照らして、加入者の利益を尊重するであろうという合理的期待を有する。⁽⁷⁶⁾

剰余金の処分は、次のような場合に、とくに問題となる。①事業主が倒産し

(71) s.59.

(72) s.60.

(73) Ibid.

(74) s.3.

(75) s.10.

(76) Jefferies v. Mayes [1999] P.L.R. 37.

た場合。⁽⁷⁷⁾ ②事業主たる会社が他の会社に吸収合併された場合。⁽⁷⁸⁾ ③事業主たる会社の営業譲渡により、従業員の一部が譲渡先会社に転籍したが、元の会社の年金から剰余金の移転がなされなかった場合、⁽⁷⁹⁾ などである。

1995年年金法は、事業主に対する剰余金の払い戻しに関して、制約を加えている。すなわち、当該年金制度のもとで、受託者以外の者（事業主を含む）が事業主に対して払い戻しをなす権限を与えられている場合においても、剰余金に関しては、受託者のみが、これをなしうるものとされている。⁽⁸⁰⁾ さらに、受託者が、この権限を行使する場合には、払い戻しをなすことが加入者の利益を害しないこと、および、剰余金が年々増加していること等の要件を充たしていなければならない。⁽⁸¹⁾ 特定の場合については、規制当局が、かかる要件が充たされているか否かを確認することとされている。⁽⁸²⁾

X 解 散

事業主の倒産、または、制度規定上、特定されたその他の解散事由（例えば、確定給付型年金（earnings-related scheme ; defined benefit scheme）から確定拠出型年金（money purchase scheme ; defined contribution scheme）への移し替え等）によって、年金制度は、解散する。既に述べたように、特定の場合には、規制当局の命令によっても、年金制度は、解散する。⁽⁸³⁾ 解散の時点において、加入者の権利は固定化し、年金債務は弁済され、剰余資産は分配される。⁽⁸⁴⁾

1995年年金法は、確定給付型年金の解散における年金債務の弁済および剰余金の分配に関して、規定を置いている。（言うまでもなく、確定拠出型年金

(77) *Mettoy Pension Trustees Ltd. v. Evans* [1990] 1 W.L.R. 1587.

(78) *Re Courage Group's Pension Scheme* [1987] 1 W.L.R. 495.

(79) *Wilson v. Law Debenture Trust Corp.* [1995] 2 All E.R. 337.

(80) *Pensions Act 1995*, s.37(2).

(81) s.37(4).

(82) s.37(5).

(83) s.11.

(84) *Hanbury & Martin*, *supra*, note (8) at pp.486-487.

については、積立不足および余剰資産といった問題は、生じない。) まず、年金資産は、以下の優先順位で、加入者に対する年金債務の弁済に充当される。

①任意付加年金 (Additional Voluntary Contribution ; AVC) の給付、②既受給者に対する年金給付、③その他の加入者等への給付、④物価スライドによる増加分、という順序である。⁽⁸⁵⁾ なお、年金債務の弁済方法は、多様である。例えば、年金債権の他の制度への移転によってなされる場合もある。⁽⁸⁶⁾ 年金資産が不足して債務弁済をなしえない場合には、未弁済部分は、受託者に対する事業主の債務として残存する。⁽⁸⁷⁾

解散時に余剰資産がある場合のために、制度自体がその分配・処分に関する規定を置いているのが通常であるが、かかる規定を欠く場合には、一般信託法の規定が適用される。枢密院 (Privy Council) の判例、Air Jamaica Ltd. v. Charlton 事件⁽⁸⁸⁾においては、余剰資産は、復帰信託に基づき、事業主および各加入者がその拠出割合に応じて分配を受けると判示された。

XI 支払補償制度

グード・レポートの提言に基づき、1995年年金法は、支払補償制度を創設した。すなわち、詐欺等の不正行為により、年金資産が損失を被った場合に、加入者の利益を保護することが目的である。

支払補償制度は、規制当局とは別の年金補償委員会 (Pension Compensation Board) によって運営されている。⁽⁸⁹⁾ 同委員会に支払補償の申請をなすのは、①年金資産が減少した場合 (確定給付型年金においては、年金資産が年金債務の90パーセントを下回る場合) であり、②資産減少が不正流用等の特定された違法行為に起因すると合理的に考えられる場合であって、かつ、③事業主が支払不能に陥っている場合に限られる。⁽⁹⁰⁾

(85) Pensions Act 1995, s.73.

(86) s.74.

(87) s.75.

(88) [1999] 1 W.L.R. 1399.

(89) Pensions Act 1995, s.78.

(90) s.81.

当該申請は、事業主の支払不能開始時から12カ月以内、または、関係者が資産減少を知り、もしくは、知りうべき時点で、これをなすべきものとされている。⁽⁹¹⁾

補償額は、不足額を越えてはならず、確定給付型年金においては、年金資産が年金債務の90パーセントになる額が限度である。⁽⁹²⁾

委員会が、喪失した資産が回復されえないと判断するまで、補償は、なされない。⁽⁹³⁾ したがって、補償を受けるまで、受託者は、喪失した資産の回復のために、すべての合理的措置を取るべきである。⁽⁹⁴⁾

XII おわりに

以上において見てきた通り、イギリスにおいては、1995年年金法が年金受給権保護のためのスキームを整備した。その骨子は、①受託者責任の明確化、②公的な監視体制の整備、③最低積立基準の導入、④制度終了時の支払補償制度の創設、である。このような年金ガバナンスのための制度改正は、アメリカ合衆国のERISAとともに、今般のわが国の年金法改正に、多大な示唆と影響を与えたものと考えられる。

わが国においては、高齢社会の到来とともに、所得保障としての公的年金の限界が認識されつつあるなか、企業年金への期待は、ますます高まっている。望ましい企業年金制度のあり方を考えるにあたっては、今後も、イギリスにおける法改革の動向が、十分に参考にされるべきであろう。

(91) s.82.

(92) s.83. なお、財源は、職域年金制度から徴集される。

(93) ss.81(3)(d), 83(1).

(94) s.81(5).